

## 民法制定から 120 年経過して初めての債権法の抜本的改正

### — 民法の一部を改正する法律案及び 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 —

鈴木 達也

(法務委員会調査室)

1. はじめに
2. 両法律案提出の背景及び経緯
3. 両法律案の概要
4. 参議院法務委員会における主な議論
5. おわりに

#### 1. はじめに

平成29年5月26日、第193回国会において、民法の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第63号。以下「民法改正案」という。）及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第189回国会閣法第64号。以下「整備法案」という。）が、参議院本会議において可決され、成立した<sup>1</sup>。

これにより、明治29（1896）年に現行民法が制定されてから120年を経過して、初めて債

<sup>1</sup> 両法律案は、平成27年9月24日（第189回国会）に衆議院法務委員会に付託され、第191回国会までは質疑は行われず、継続審査とされていた。平成28年11月16日（第192回国会）、衆議院法務委員会において提案理由説明聴取が行われ、対政府質疑7回及び参考人質疑2回が行われた。同年12月14日、継続審査となり、続く第193回国会において対政府質疑が1回行われた後、平成29年4月12日、両法律案及び民進党・無所属クラブ提出の民法改正案に対する修正案に対する質疑が行われ、質疑が終局した。討論の後、自由民主党・無所属の会及び公明党の共同提案による両法律案に対する修正案（以下「与党修正案」という。）及び修正部分を除く両法律案が多数によって可決され、修正議決された。与党修正案は、両法律の法律番号中の年号を「平成二十九年」に改めること等を内容とするものである。同年4月14日、両法律案は衆議院本会議において共に多数をもって修正議決され、同日、参議院に送付された。同年4月19日、両法律案は参議院法務委員会に付託され、翌20日、同委員会において趣旨説明を聴取した。対政府質疑5回及び参考人質疑2回（同日の午前及び午後各1回ずつ行われた）が行われ、同年5月25日、質疑を終局し、討論の後、両法律案は多数をもって可決され、翌26日、参議院本会議において、多数をもって可決、成立した。両法律案は、平成29年6月2日、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）として公布された。

権法の抜本的改正が行われることとなった。

本稿では、両法律案提出の背景及び経緯、概要並びに参議院法務委員会における主な議論を紹介する。

## 2. 両法律案提出の背景及び経緯

### (1) 民法の構成とこれまでの改正状況

#### ア 民法の構成

民法（明治 29 年法律第 89 号）は、私法の一般法といわれ、私人間の法律関係に適用される最も一般的な法律である。

民法は、「第 1 編 総則」、「第 2 編 物権」、「第 3 編 債権」、「第 4 編 親族」及び「第 5 編 相続」の 5 編から構成されている。このうち、「第 2 編 物権」（物権法）及び「第 3 編 債権」（債権法）は、講学上財産法と呼ばれ、「第 4 編 親族」（親族法）及び「第 5 編 相続」（相続法）に置かれている家族関係についての規定（家族法と呼ばれる）と区別される。

なお、「第 1 編 総則」は、物権法、債権法、親族法及び相続法の全てに共通する一般的規定である。

#### イ 民法（特に財産法）のこれまでの改正状況

民法は明治 29 年に制定され、同 31 年に施行されたが、財産法部分についてはほとんどの規定が制定当時のまま改正されないという状態が続いていた。しかし、近年、制定当時の規定内容を実質的に変更する重要な改正が行われている。

まず、「第 1 編 総則」については、平成 11 年に禁治産・準禁治産制度を廃止して後見・保佐・補助を柱とする成年後見制度を設ける改正<sup>2</sup>が、平成 18 年に行政改革（とりわけ公益法人制度改革）の一環として制定された新法<sup>3</sup>の施行に伴い、公益法人に関する規定の削除・改正が行われた。

そして、「第 2 編 物権」については、平成 15 年に抵当権等の担保物権の規定を整備し、かつ、担保権の実行手続その他の執行手続の実効性を向上させるための改正<sup>4</sup>が行われた。

一方、「第 3 編 債権」については、平成 16 年に第 1 編及び第 2 編とともに表記の現代用語化を行った際に保証に関する部分的な改正<sup>5</sup>が行われたほかは、これまで全般的な見直しが行われることなく、おおむね明治 29 年の制定当時の規定内容のまま現在に至っていた。

---

<sup>2</sup> 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）

<sup>3</sup> 公益法人制度改革関連では「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成 18 年法律第 48 号）、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成 18 年法律第 49 号）及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 18 年法律第 50 号）の 3 法が制定され、このうち平成 18 年法律第 50 号によって民法の公益法人に関する規定が改正された。

<sup>4</sup> 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 134 号）

<sup>5</sup> 民法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 147 号）。保証契約の要式行為化、貸金等根保証契約に関する規定の新設等を内容とする。

## (2) 法制審議会への諮問に至る経緯及び法制審議会における審議の経過<sup>6</sup>

### ア 法制審議会への諮問に至る経緯

前述のとおり、我が国の民法「第3編 債権」については、これまで全般的な見直しが行われることなく、概ね明治29年の制定当時の規定内容のまま現在に至っていた。

しかし、この間に我が国の社会・経済は、通信手段や輸送手段の高度な発達、市場のグローバル化の進展等様々な面において著しく変化しており、現在の国民生活の様相は民法制定当時とは大きく異なっている。民法は国民生活の最も重要な基本法典であり、債権関係の規定についてもこの変化に対応させる必要があり、その中でも特に契約に関する規定は、国民の日常生活や経済活動に関わりが深いため、早急な対応が求められていた。

また、裁判実務は、民法制定以来110年余りの間に、解釈・適用を通じて膨大な数の判例法理を形成してきたが、その中には、条文からは必ずしも容易に読み取ることのできないものも少なくないため、民法を国民一般に分かりやすいものとするという観点から、現在の規定では必ずしも明確でないところを判例法理等を踏まえて明確化する必要があった。

そこで、平成21年10月28日開催の法制審議会第160回会議（総会）において、法務大臣から「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」とする諮問第88号が発出された。

### イ 諮問第88号における見直しの対象範囲

諮問第88号では、見直しの対象範囲が、民法のうち「債権関係の規定」とされ、必ずしも第3編債権に配置されている規定に限定されていなかった。これは、第1編総則に配置されている規定であっても、法律行為、消滅時効等債権編の規定と関連が深いものについては、今回の見直しの対象となり得ることを意味していた。

他方、諮問第88号では、「契約に関する規定」を中心に見直しを行うこととされたが、これは、契約に基づく債権とそれ以外の原因に基づく債権、いわゆる法定債権とでは、基本的な考え方において異なる部分があり、また、これらを同時に見直すことが必ずしも不可欠とはいえないと考えられることから、審議の効率性を考慮して、契約を中心に検討することにしたものである。そのため、第3編債権に規定されているもののうち、事務管理、不当利得及び不法行為については、諮問第88号の見直しの対象範囲に含まれてはいるが、主たる検討対象ではなく、契約関係の規定の見直しに伴って必要となる範囲に限って見直しをすることとされた。

### ウ 答申に至るまでの部会における審議の経過

諮問第88号を受けて、法制審議会に民法（債権関係）部会（部会長：鎌田薫早稲田大

<sup>6</sup> 当項目のア及びイについては、法制審議会民法（債権関係）部会第1回会議議事録6～7頁（平21.11.24）の筒井健夫幹事（法務省民事局参事官（当時））の説明より作成した。

学教授（当時。現在は早稲田大学総長）。以下「部会」という。）が設置された。部会は、研究者のほか、弁護士会、裁判所、全国銀行協会、労働団体、消費者団体等の代表を含む多数の委員・幹事と関連省庁の関係官によって構成され、平成 21 年 11 月 24 日から平成 27 年 2 月 10 日までの間、99 回の部会と 18 回の分科会が開催されて審議が行われた。

部会では、第 1 段階として、第 1 回会議（平成 21 年 11 月 24 日開催）において、必要十分な時間をかけて慎重に審議を進める趣旨で、最終的な要綱案を取りまとめる具体的な期限を設定せず、1 年半程度の期間をかけて中間的な論点整理を行うことが目標とされた。第 1 回から第 26 回（平成 23 年 4 月 12 日開催）までこのように審議を行い、審議開始から約 1 年半を経て、第 26 回会議において「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」（以下「中間的論点整理」という。）が決定された。中間的論点整理について、平成 23 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までパブリック・コメントの手続が実施された<sup>7</sup>。また、3 回（第 27 回から第 29 回まで）にわたり、各種団体からのヒアリングが行われた。

その後、第 2 段階として、中間試案の取りまとめを目標として審議が行われた。また、個別論点について補充的に議論するため<sup>8</sup>、3 つの分科会が設置された。部会は第 30 回（平成 23 年 7 月 26 日開催）から第 71 回（平成 25 年 2 月 26 日開催）まで審議を行い、また、3 分科会はそれぞれ 6 回ずつ審議を行った。そして第 71 回会議において「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（以下「中間試案」という。）が決定された。中間試案について、平成 25 年 4 月 16 日から同年 6 月 17 日までパブリック・コメントの手続が実施された<sup>9</sup>。また、2 回（第 72 回及び第 73 回）の補充的な審議が行われた。

そして、最終段階として、法制審議会総会にかけるとして、第 74 回（平成 25 年 7 月 16 日開催）から第 96 回（平成 26 年 8 月 26 日開催）まで審議が行われ、第 96 回会議において、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」（以下「要綱仮案」という。）が決定された。要綱仮案では定型約款の項目全体が保留とされたため、定型約款を中心として 3 回（第 97 回～第 99 回）の審議を行い、第 99 回会議（平成 27 年 2 月 10 日開催）において「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」（以下「民法改正要綱案」という。）が全会一致で決定された。

平成 27 年 2 月 24 日に開催された法制審議会第 174 回会議（総会）においては、部会における審議の経過及び結果の報告がなされた上、民法改正要綱案が全会一致で原案どおり決定され、同日、法務大臣に答申された。

### （3）法律案の提出

政府は、法制審議会の答申を踏まえ、平成 27 年 3 月 31 日、民法改正案及び整備法案を

---

<sup>7</sup> 団体 116 団体、個人 253 名から意見が寄せられた。

<sup>8</sup> 分科会では個別論点に関する意思決定を行わないこととされた。法制審議会民法（債権関係）部会第 30 回会議議事録 3～12 頁（平 23. 7. 26）参照。

<sup>9</sup> 団体 193 団体、個人 469 名から意見が寄せられた。

衆議院に提出した。

### 3. 両法律案の概要

#### (1) 民法改正案

民法改正案は、その対象が広範多岐にわたり、紙幅の関係上その全てを網羅的に記述することは難しいため、主な内容について記述する。

##### ア 意思能力【新第3条の2】

判例を踏まえ、私法上の基本原則を明記する観点から、意思能力を有しないうる法律行為（契約）が無効である旨の規定を新設する。

##### イ 消滅時効

- ・消滅時効について、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間という主観的起算点を導入する。【新第166条】
- ・職業別の複雑な短期消滅時効の規定（現行第170条から第174条まで）及び商事消滅時効の規定（商法第522条）を削除するなど、時効期間をシンプルに統一化する。【新第168条、第170条～第174条】
- ・不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（現行第724条）に関して、長期20年の期間制限が除斥期間（判例）ではなく時効である旨を明記する。【新第724条】
- ・生命・身体の侵害による損害賠償請求権の時効期間について、債務不履行による場合と不法行為による場合とを合わせて長期化する方向の特則（短期5年・長期20年で統一）を設ける。【新第167条、第724条の2】
- ・時効の中断・停止事由について、用語の修正も含めて時系列で分かりやすく再編成する観点から、「中断」は「完成猶予と更新」に、「停止」は「完成猶予」にそれぞれ改める。【新第147条～第161条】
- ・天災等による時効の完成猶予（停止）の期間について、現在の2週間から3か月に伸長する。【新第161条】
- ・争いのある権利について当事者間で協議を行う旨の書面又は電磁的記録による合意があることを、新たな時効の完成猶予（停止）の事由とする。【新第151条】

##### ウ 法定利率

- ・法改正時の法定利率を現行の年5%から年3%に引き下げるとともに、法改正後の法定利率に関して、3年を一期とする緩やかな変動制（過去5年間の日本銀行の発表する短期貸付の平均利率が前回変動時から1%以上変動した場合に、1%刻みで変動）を導入する。【新第404条、第419条】
- ・死亡被害者の逸失利益等の算定に用いる中間利息控除の割合についても、変動制の法定利率（加害行為等の時点におけるもの）を適用する旨の規定を新設する。【新第417条の2】

##### エ 保証債務

- ・根保証（現行第465条の2以下）に関して、主たる債務の範囲に貸金債務が含まれていないもの（貸借の保証など）であっても、①極度額の定めを必要とし、②主債務

者や保証人が死亡した場合等にはその時点で保証を打ち切りとする等の見直しを行う。

【新第 465 条の 2～第 465 条の 5】

- ・事業用の貸金債務の保証に関しては、「経営者等」（経営者が法人である場合のその理事・取締役・執行役や経営者（個人）が行う事業に現に従事している配偶者等も含む。）が保証人となる場合を除き、あらかじめ公証人の面前での意思確認の手続を経なければ、保証契約を無効とする等の規定を設ける。【新第 465 条の 6～第 465 条の 9】
- ・事業用の債務の保証を委託する場合に、主たる債務者は保証人に対して自己の財産や収支の状況等の情報提供をする義務を負う旨等の規定を設ける。【新第 465 条の 10】
- ・債権者は、保証人に対し、主たる債務者の債務不履行の有無や期限の利益を喪失した旨等の情報提供をする義務を負う旨の規定を設ける。【新第 458 条の 2、第 458 条の 3】

#### オ 債権譲渡

- ・債権の譲渡性（現行第 466 条）に関して、債権譲渡を活用した資金調達を容易にする観点から、当事者間に債権の譲渡禁止特約がある場合であっても、これに反する債権譲渡の効力が妨げられない（債務者保護は別途手当て）とする見直し等を行う。【新第 466 条～第 466 条の 5】
- ・判例を踏まえ、将来債権（将来発生する債権）についても譲渡することができる旨の規定を新設する。【新第 466 条の 6】

#### カ 定型約款【新第 548 条の 2～第 548 条の 4】

電気・ガスの供給、鉄道旅客、保険等の契約において広く用いられる約款に関し、現代の取引社会の実情を踏まえつつ、取引の安定性確保を図るため、約款が契約内容となるための要件や契約締結後に約款を変更するための要件等を定める。

#### キ 賃貸借

- ・賃貸借の存続期間（現行第 604 条）に関して、現代社会においては 20 年を超える期間を定めるニーズがあることを踏まえ、その上限を 20 年から 50 年に伸長する。【新第 604 条】
- ・賃貸不動産が譲渡された場合に関して、実務上のニーズを踏まえ、不動産の譲渡人と譲受人との間の合意によって例外的に賃貸人たる地位を譲渡人に留保することを一定の要件の下で認める。【新第 605 条の 2】
- ・敷金に関して、判例を踏まえ、その意義（賃料債務等を担保する目的で賃借人が賃貸人に交付する金銭で、名称を問わない。）を定めた上で、その返還時期（賃貸借が終了して賃貸物の返還を受けたとき等）や返還の範囲（賃料等の未払債務を控除した残額）等を明らかにする規定を新設する。【新第 622 条の 2】
- ・賃貸借終了後の原状回復義務等に関して、判例や一般的な解釈を踏まえ、賃借人は、賃借物に附属させた物の収去義務を負うこと等のほか、通常の使用収益によって生じた損耗や経年変化を除き、賃借物の損傷を原状に復する義務を負うこと等を明記する。【新第 621 条、第 622 条】

#### ク 施行期日

本法律は、一部の規定を除いて、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## (2) 整備法案

本法律案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法ほか215の関係法律の規定の整備等を行うものであり、その主な内容は、①消滅時効に関する規定の改正に伴う規定の整備（商事消滅時効について規定する商法第522条の削除等）、②法定利率を変動させる規定の新設に伴う規定の整備（商事法定利率について規定する商法第514条の削除等）、③定型約款に関する規定の新設に伴う規定の整備などである。

## 4. 参議院法務委員会における主な議論

### (1) 改正全般

#### ア 民法（債権法）改正の理由

民法（債権法）が施行後120年抜本的な改正がなされてこなかった理由として、法務大臣から「民法は、条文自体がシンプルに書かれており、その規定内容の抽象度が高いことから、社会経済情勢の変化に対しては、その改正をしなくても、条文の解釈により一定程度対応することが可能であったものと考えられる。また、一定の分野における社会経済情勢の変化に対しては、民法の特則を定めた法律を個別に制定すること等で対応をしてきたという面もある。他方で、民法の債権関係の規定は取引社会を支える最も基本的な法的インフラであることから、その規定内容の見直しは取引社会に多大な影響を及ぼすおそれがあるため、民法の見直し作業は、法律の専門家でない国民各層からも広く意見を聴取しながら慎重に進められる必要があるなど、個別に特則を制定することと比べて、その改正に伴う社会的なコストも極めて大きいものと考えられてきたためである」旨の答弁があった<sup>10</sup>。また、今回初めて抜本的に改正される理由として、法務大臣から「特に消滅時効期間や法定利率制度の見直し、あるいは定型約款に関する基本的な規律の創設といったことは、まさに民法において行うことが必要とされるものであり、民法自体を見直さざるを得ない状況に直面していた」旨の答弁があった<sup>11</sup>。

#### イ 消費者概念について

消費者概念については、部会において、市民社会の構成員が多様化し、構成員の間には経験、知識などにおいて格差が生じていることなどから、消費者概念の民法への導入の是非、導入する場合の概念の定義、民法に設けるべき規定及び特別法に委ねるべき規定等についての議論がなされた。しかし、結局、消費者概念の民法典への導入は見送られることとなった。

その理由について、法務省から「民法は私法の一般法であることを踏まえると、取引当事者の情報や交渉力の格差の是正を図るなど消費者の保護それ自体を目的とする規定を設けるのであれば、消費者契約法など、問題とされている弱者の属性に応じた特別法

<sup>10</sup> 第193回国会参議院法務委員会会議録第9号1～2頁（平29.4.25）

<sup>11</sup> 第193回国会参議院法務委員会会議録第9号19頁（平29.4.25）

によってその保護を図るのが基本になるものと考えられるため、改正法案では、消費者や契約弱者に関するルールは設けることとはしなかった」旨の答弁があった<sup>12</sup>。

## (2) 総則関係

### ア 公序良俗（第 90 条）の類型化について

公序良俗に関して規定する第 90 条については、要件が抽象的であり、何が公序良俗違反として無効になるかを判断することは困難であるため、類型化・具体化を検討すべきであるとの議論があった。

これに対し、法務大臣からは「民法第 90 条については、公序良俗違反に当たる行為の類型としてどのようなものがあるのか現時点においても確立した解釈があるわけではなく、仮に一定の考え方に基づいて公序良俗違反に当たる行為を類型化して説明することとした場合には、結局その類型に当たるか否かについて議論を生じることとなり、取引への萎縮効果を生ずるといったような弊害もあるものと考えられる」旨の答弁があり<sup>13</sup>、類型化・具体化には慎重な姿勢が示された。

### イ 暴利行為

今回の改正では、いわゆる暴利行為（一般に、相手方の窮迫、経験不足等に乗じて著しく過大な利益を得ることを目的とする行為をいうものとされる）に関する規定を新設することについて、部会で検討されたものの、結局規定の新設は見送られた。

この点について、法務省から「何をもって暴利行為というか抽象的な要件で規定すると取引への萎縮効果が生ずるとして、経済団体を中心に明文の規定を設けることに反対する意見があった。また、最近の下級審裁判例では、暴利行為として無効となる範囲がむしろ広がりつつあるとの見方、すなわち、最近の下級審裁判例を分析し、契約を無効とするかどうかの判断に当たっては、利益の絶対的な大きさだけでなく、相手方がそのような負担を課せられる理由の存否のほか、相手方の財産状態、さらには主観的態様なども考慮しているとして、著しく過大な利益という要件ではなく、不当な利益という要件とする方がより適切であるという指摘もあった。このように、無効とされるべき暴利行為の内容が確立しているとは言い難いというのが現状であり、近時の裁判例をも踏まえてその要件を適切に設定することは困難であり、必ずしも予測可能性を確保するという目的を達することはできない上、現時点で一定の要件を設定することで将来の議論の発展を阻害しかねないとも考えられたため、暴利行為に関する規定を設けることとはせず、引き続き、個別の事案に応じて現行法 90 条の解釈に委ねることとした」旨の答弁があった<sup>14</sup>。

### ウ 時効

#### (ア) 主観的起算点の導入等

今回の改正において、消滅時効に、現行の客観的起算点による 10 年の時効期間に加え

<sup>12</sup> 第 193 回国会参議院法務委員会会議録第 13 号 19 頁（平 29.5.23）

<sup>13</sup> 第 193 回国会参議院法務委員会会議録第 13 号 22 頁（平 29.5.23）

<sup>14</sup> 第 193 回国会参議院法務委員会会議録第 12 号 14 頁（平 29.5.16）



て時効期間を5年とする主観的起算点を導入した趣旨について、法務省から「短期消滅時効の特例を単純に廃止するだけであると、例えば現在2年とされる生産者や卸売商人の売買代金債権の時効期間が10年に大きく延長されることになり、法制審議会における関係諸団体からのヒアリングの際に、領収書の保存費用など弁済の証拠保全のための費用が増加するおそれがあるという懸念などが示された。さらに、現在5年で時効が完成する商行為債権についても、商取引の実情として多数の取引債権に適用されており、現在の規律を前提として安定した実務運用が行われているため、改正の影響を極力抑える必要があるとの指摘が関係各界から強く寄せられた。これらの指摘等を踏まえると、短期消滅時効の特例を廃止して時効期間の統一化を図るには、現行法では権利を行使することができるときから10年とされる客観的な基準の原則的な時効期間そのものをより短くすることを検討する必要があった。他方、原則的な時効期間を、商行為債権の消滅時効を参考にして仮に権利を行使することができるときから5年とすることに対しては、例えば、今度は不当利得に基づく債権や安全配慮義務違反に基づく損害賠償債権など、権利行使が可能であることを容易に知ることができない債権の債権者が大きな不利益を被るとして、この点に対しても強い反対があった。以上の問題状況を踏まえて検討した結果、現行法の、権利を行使することができるときから10年という時効期間を維持した上で、権利を行使することができることを知ったときから5年の時効期間を追加し、そのいずれかが完成した場合には時効により債権が消滅するとの案が大方の賛同を得るに至った。この債権者の認識に着目した5年の時効期間の導入により、権利行使が可能であることを容易に知ることができない債権の時効期間が短くなることを避けながらも、その余の多くの債権については時効期間が短くなり、改正の影響が抑えられることとなる」旨の答弁があった<sup>15</sup>。

#### (イ) 賃金債権の時効

今回の改正により、使用人の給料に係る債権の短期消滅時効も廃止され、時効が1年から原則5年へと長くなったが、労働基準法第115条に規定する賃金債権の時効は2年のままであることについて議論があった。

この点について、厚生労働省から「賃金債権等の消滅時効の取扱いについては、法制審議会での検討が大詰めを迎えた段階で、労働政策審議会においても状況報告をして審議を行い、その審議において、本件の取扱いについて、専門家も含めた場において多面的に検証をした上で更に議論を深めるべきとの結論に至ったことから、今般の民法改正の整備法案には労働基準法第115条に定める賃金債権等の消滅時効の取扱いについては盛り込まれなかった」、「債権の消滅時効に関する法律的な論点の整理のほか、例えば労働基準監督官の業務など労働関係の実務への影響、あるいは企業での実務への影響など様々な観点が存在すると考えており、これらについて多面的な検証をした上で議論を深めるということで今後対応していきたいと考えている」旨の答弁があった<sup>16</sup>。

<sup>15</sup> 第193回国会参議院法務委員会会議録第10号14頁(平29.5.9)

<sup>16</sup> 第193回国会参議院法務委員会会議録第10号8頁(平29.5.9)

### (3) 債権関係

#### ア 法定利率

##### (ア) 法定利率を年3%とする理由

民法制定以来、法定利率は年5%であったが、近年の低金利下において市中金利との乖離が指摘されていたところであった。今回、法定利率を年3%に引き下げることとなったが、それでもまだ市中金利より高いのではないかという議論があった。

これに対し、法務省から「現在の市中金利の水準に合わせて法定利率を引き下げる必要があると考えられたが、市中金利の指標には様々なものがあり、貸金債権の利息を算定する場面ではもちろんのこと、金銭債務の遅延損害金を算定する場面でもほかから金銭を調達するときの利息分が主な損害として想定されるということから見ると、法定利率の引下げ幅の検討に当たっては、預金金利などではなく貸出金利の水準を参照すべきであると考えられる。また、法定利率の適用場面は様々であるため、借り手が大企業や中小企業である場合のほか、一般消費者である場合の水準も広く考慮に入れる必要があると考えられる。さらに、法定利率の引下げの際には、遅延損害金の額が低くなり過ぎると債務の不履行を助長する結果ともなりかねないことや、これまで120年にわたって年5%で実務運用がされてきたこととのバランスも考慮する必要があると考えられる。そこで、改正法案においては、以上の様々な事情を総合的に判断するとともに、簡明な数値とする必要性なども勘案して、法定利率を年3%に引き下げることにした」旨の答弁があった<sup>17</sup>。

##### (イ) 変動後の法定利率の表示

今回の改正では、法定利率の年3%への引下げとともに利率の変動制が導入された。しかし、法定利率が変動しても、条文上は年3%のままであり、また、変動後の利率の表示に関する規定もないことについて議論があった。

これに対し、法務省からは「改正法案では変動後の法定利率自体を告示することとはしていないが、改正法案の仕組みの下では、法定利率が変動することが確定してから現に変動するまでの間に1年程度の期間の猶予があるため、実際に法定利率が変動する場合には、法務省が、この猶予期間の中で、官報によってする周知にとどまらず、より国民に伝わりやすい方法によって本当に十分な広報を行い、変動後の法定利率を国民各層に対して十分周知していく所存である」旨の答弁があり<sup>18</sup>、変動後の法定利率を知るには法務省の周知によるところが大きいことが示された。

##### (ウ) 中間利息控除の利率

今回の改正により、中間利息控除（不法行為等に基づく損害賠償額の算定に当たり将来の逸失利益や出費を現在価値に換算するために、損害賠償額算定の基準時から将来得られたであろう時までの利息相当額（中間利息）を控除すること）における利率は、判例に従い法定利率を用いることとされたが、被害者の逸失利益を現在価値に割り戻すという観点からは、法定利率の年3%という利率は高いのではないかとの議論があった。

<sup>17</sup> 第193回国会参議院法務委員会会議録第10号13頁（平29.5.9）

<sup>18</sup> 第193回国会参議院法務委員会会議録第13号18頁（平29.5.23）

これに対し、法務省から「法定利率は交通事故の損害賠償に関しても、一方で遅延損害金の割合に用いられ、他方で逸失利益の中間利息控除に用いられるなど、その適用場面は一様ではないため、中間利息控除に用いる利率のみを引き下げるとはかえって不公平感を増すことにもなる上、その引下げ幅によっては損害賠償額が著しく高額化し過ぎるといった問題が生じ、現在の損害賠償実務を混乱させるおそれもある。さらに、運用利率を参照するといっても、厳密に言えば運用主体の属性や状況、想定される運用期間などによって異なるものであり、その制度趣旨を踏まえた適切な数値の設定は極めて困難である。そのため、改正法案においては中間利息の控除を行う際の利率としては法定利率を用いることとしたものであり、このことには合理性がある」旨の答弁があった<sup>19</sup>。

## イ 保証

### (ア) 個人保証の禁止について

今回の改正では、中間試案の段階で検討された個人保証の原則禁止は規定されなかった。

この理由について、法務省から「中間試案においては、貸金等債務が含まれる根保証契約であって保証人が個人であるものや、債務者が事業者である貸金等債務を主たる債務とする保証契約であって保証人が個人であるものについて、保証人が主たる債務者のいわゆる経営者であるものを除き、無効とすることがどうかについて引き続き検討することとされていた。ここで問題とされた事業性の融資は、経営者その他の個人が保証人となったために、その生活が破綻する例も少なくないと言われるものであり、このような現状に鑑みると、個人保証に依存し過ぎない融資慣行の確立は我が国社会において極めて重要なものであると認識している。他方で、個人保証を利用することを全面的に禁止した場合には、特に信用力に乏しい中小企業の資金調達に支障を生じさせるおそれがあるとの指摘が中小企業団体を始めとする関係団体などから強く寄せられており、この指摘も重く受け止める必要がある。改正法案の立案に当たっても、これらの要請をどのように調和の取れたものにするかに配意しつつ検討が行われたが、事業性の融資に関して公証人による意思確認手続を経ない場合には保証契約を無効にするという強力なルールを設けることを前提として、このルールの適用対象は弊害が顕著である第三者が保証するケースに限定することとしたものであり、個人保証を一律に禁止することは相当ではないと考えている」旨の答弁があった<sup>20</sup>。

### (イ) 保証意思の確認後、保証契約締結までの間の考慮時間について

保証人の保証意思を確認する保証意思宣明公正証書は保証契約に先立って作成される必要があるが、どれだけ先立つかという期間についての規定はないため、保証人が保証契約について熟慮するための期間を設けるべきではないかという議論があった。

この点について、法務省から「保証人になろうとする者が保証意思宣明公正証書を作成した後においてもなお熟慮をすべき状態にあるとすれば、それは意思の確認が果たされておらず、公正証書を作成すべき状態にはないと言える。そうならないように保証意

<sup>19</sup> 第193回国会参議院法務委員会会議録第13号18頁(平29.5.23)

<sup>20</sup> 第193回国会参議院法務委員会会議録第9号22頁(平29.4.25)

思宣明公正証書を作る際にいろいろと説明をし、リスクを認識してもらうことは当然必要であり、その点について公証人への指導を十分していきたい」旨の答弁があった<sup>21</sup>。

#### （ウ）公証人の必要経費等について

保証意思宣明公正証書を作成する公証人の収入は手数料のみであるが、公証人の必要経費等の支出を把握しているかとの質問があった。

この点につき、法務省から「公証人は、役場維持経費として、役場の賃料、執務用設備の購入維持費、書記、事務補助者などの人件費等を支払っているが、公証人は手数料を収入とする言わば独立採算の制度であり、言わば個人の事業主と同様の立場にあるので、法務省として必要経費などについて把握していない」旨の答弁があった<sup>22</sup>。

#### （エ）配偶者を保証意思宣明公正証書作成の例外とする趣旨

今回の改正では、保証人保護の観点から、事業用の貸金債務の保証に関して、あらかじめ公証人の面前で保証意思を確認する公正証書（保証意思宣明公正証書）を作成する必要があるとされたが、個人事業者が行う事業に現に従事している当該事業者の配偶者がその例外とされたことについて議論があった。

この点について、法務省から「保証意思宣明公正証書の作成を義務付ける趣旨は、個人的情義などから保証のリスクを十分に自覚せず安易に保証契約を締結することを防止することにある。そのため、改正法案の立案の過程においても、個人的情義などから保証人となることが多い主債務者の配偶者を例外とするのは相当ではないという指摘もあった。しかし、個人が事業を営んでいる場合、その個人の財産がその事業に供され、かつ、その利益は個人に帰属することとなるが、その個人事業主が婚姻しているときは、事業に供した個人の財産及び個人が得た利益はその配偶者ととともに形成した夫婦の共同財産であると評価され得る。そして、夫婦の共同財産が事業に供されるだけでなく、その配偶者がその事業に現に従事しているのであれば、事業を共同で行う契約などが夫婦間に存在せず、共同事業者の関係にあるとまでは言い難い事例であっても、財産や労務を事業に投下し、他方で利益の分配を受けているという点で、実質的には個人事業主と共同して事業を行っているのと類似する状態にあると評価できる。すると、個人事業主の事業に現に従事している配偶者は、その個人事業主の事業の成否に強い利害関係を有し、その状況を把握することができる立場にあると言える。また、現に、配偶者を保証人とすることによって金融機関から融資を受けている事例も少なくないのが実情である。したがって、このような融資の実情を考慮すると、配偶者を保証人とする客観的な必要性も高いものと考えられる」旨の答弁があった<sup>23</sup>。

#### ウ 新しい契約類型

民法には、典型契約といわれる 13 種類の契約についての規定があるが、今回の改正では新たな契約類型が設けられることはなかった。

新たな契約類型の追加に関する検討について質問があり、法務省から「改正法案の立

<sup>21</sup> 第 193 回国会参議院法務委員会会議録第 12 号 3 頁（平 29. 5. 16）

<sup>22</sup> 第 193 回国会参議院法務委員会会議録第 9 号 18 頁（平 29. 4. 25）

<sup>23</sup> 第 193 回国会参議院法務委員会会議録第 9 号 22～23 頁（平 29. 4. 25）

案過程においては、現代の取引の実態を踏まえ、主としてファイナンスリース契約とライセンス契約についての規定を追加することが検討された。もっとも、ファイナンスリース契約についての規定を設けることに対しては、ファイナンスリース契約が税務や会計の影響によって契約内容が変わり得るものであり、実態と整合的な規定を基本法である民法に設けることは困難であると考えられ、リース会社が担保責任を負わない旨の規定などが設けられることによってユーザーの保護に欠ける事態が生ずることも懸念された。また、ライセンス契約についての規定を設けることに対しては、著作権や商標など様々なライセンスの対象を想定して共通の規定を設けることは困難であると考えられた上、主として事業者間で締結される契約であるため、民法に設けるのが相当かについては疑問を呈する意見が少なくなかった。このような経緯などから、改正法案においては、ファイナンスリース契約及びライセンス契約に関する規定を設けなかった。以上のほか、法制審議会においては、当初、委任や請負などに該当しないサービス契約についての規定を設けることも検討されたが、多種多様なサービス契約に対応する規定を設けることは困難であるとの意見があったことなどから規定を設けることは見送られており、これらについては引き続き個別の事案に応じた対応に委ねることとしている旨の答弁があった<sup>24</sup>。

## エ 定型約款

### (ア) 定型約款のみなし合意について

今回の改正で新設された定型約款に関する規定について、定型約款を準備した者がそれを契約の内容とする旨を相手方に表示していたというだけで個別の条項についても合意をしたとみなされる点（いわゆるみなし合意）について議論があった。

この点について、法務省から「この要件は、定型約款を契約の内容とする旨の黙示の合意があったと言えるような場合を抽出する趣旨であることから、表示していたときというのは、取引を実際に行おうとする際に、顧客である相手方に対して個別に面前で示さなければならず、定型約款準備者のホームページなどに一般的にその旨を公表しているだけでは表示とは言えないと考えられる。また、ここに言う表示は、相手方が契約内容の詳細を確認したいと考える場合には、その表示を踏まえて定型約款準備者に内容の開示を請求し、その内容を確認した上で不満な点があれば契約を締結しないことが可能となるようなものでなければならない。したがって、この規律は、定型約款を契約の内容とする旨の黙示の合意があると評価することが可能と言えるような場合を抽出し、定型約款の個別の条項について合意があったものとみなすこととしたものであり、これに加えて、現に取引を開始しているので、合意があった場合と同様に取り扱う根拠があると考えられる。そういう意味で、改正法案の規律は、民法の意思主義の原則などとおおよそ整合しないものではなく、必要かつ合理的な範囲でその特則を定めるものであると考える」旨の答弁があった<sup>25</sup>。

### (イ) 不当条項の具体例

<sup>24</sup> 第193回国会参議院法務委員会会議録第14号35頁（平29.5.25）

<sup>25</sup> 第193回国会参議院法務委員会会議録第13号31頁（平29.5.23）

定型約款に関する規定においては、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、信義則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては合意をしなかったものとみなすこととされたが（いわゆる不当条項）、その具体例について議論があった。

この点について、法務省から「多様な取引における様々な条項があり得ることから、これを網羅的に列挙することは困難であるが、事業者は責任を負わないという免責条項が定型約款準備者の故意又は重過失による損害賠償責任をも免責する趣旨である場合や高額な解約手数料に関する条項が相手方に対して過大な違約罰を定める趣旨である場合のほか、例えば売買契約において、本来の商品に加えて想定外の別の商品の購入を義務付ける不当な抱き合わせ販売の条項などが不当条項に該当し得ると考えられる」旨の答弁があった<sup>26</sup>。

## オ 賃貸借

### （ア）更新料について

借家の契約更新に際し、更新料の支払いが一般に行われているが、更新料に関する規定が設けられなかったことに関して議論があった。

この点について、法務省からは「更新料については、判例によると、期間が満了し、賃貸借契約を更新する際に賃借人と賃貸人との間で授受される金員であるとされており、その法的性質については、一般に賃料の補充ないし前払、賃貸借契約を継続するための対価などの趣旨を含む複合的な性質を有するものであるとされている」、「更新料については、もちろん借地借家法という民法の特別法の世界で起きる現象であると理解しているが、その要件や有効と認めるべき範囲等については民法に規定すべき判例法理が存在せず、したがって、規定を設けるとしてもどのような内容とすべきかについては明らかではないというのが現状であると理解している」旨の答弁があった<sup>27</sup>。

### （イ）いわゆるクリーニング特約について

賃貸借契約において、退去時の室内清掃費用を賃借人が負担する旨を定めるいわゆるクリーニング特約に関して、今回の改正による対応について議論があった。

この点について、法務省からは「改正法案においては、賃貸借契約終了時の原状回復義務について、賃借人が賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷については賃借人が原状回復義務を負うという原則を定めるとともに、いわゆる通常損耗や経年変化については原状回復義務を負う損傷には含まれないことを明文化することとしているが、この規定は任意規定であり、当事者間でこれと異なる特約を定めることを妨げるものではない。クリーニング特約には様々なものがあると考えられるが、これに関して判例は、通常損耗や経年変化は原状回復義務を負う損傷には含まれないことを前提として、通常損耗について賃借人に原状回復義務が認められるためには賃借人が補修費用を負担することになる通常損耗の範囲が賃貸借契約書の条項自体に具体的に明記されているなどの事情がなければならないとしており、この判例に照らせば、クリーニング特約の効力が一

<sup>26</sup> 第193回国会参議院法務委員会会議録第14号28頁（平29.5.25）

<sup>27</sup> 第193回国会参議院法務委員会会議録第14号5頁（平29.5.25）

律に認められるということにはならないものと解される。改正法案はこのような判例の判断の前提となるルールを明文化するものであり、当然ながら、この判例自体も改正法案の下で維持されることを前提としている」旨の答弁があった<sup>28</sup>が、今回の改正によりクリーニング特約に関する紛争が完全に解決されることとはならなかった。

#### カ 消費貸借

消費貸借に関する改正のうち、当事者が返還の時期を定めた場合において、貸主は借主に対して期限前弁済によって生じた損害の賠償を請求できると規定する第 591 条第 3 項について、期日前に借金を返済しても、弁済期までの利息相当額を支払わなくてはならないのか否かについて議論があった。

法務省からは「改正法案においては、弁済期の定めのある利息付きの金銭消費貸借において、貸主は期限前の返還によって損害を受けたときは、借主に対しその賠償を請求することができることを規定するにとどめており、利息相当額を請求することができるということを定めているわけではなく、利息相当額を請求することができるかどうかといったことも含め、損害の有無及びその額については、言わば解釈あるいは個々の事案における認定に委ねる趣旨である」旨の答弁があった<sup>29</sup>。

### (4) その他

#### ア 改正内容の周知

民法という基本法の大改正は、国民生活に与える影響も大きいため、国民に対する十分な周知が必要であると考えられ、具体的な周知方法についての質問があった。

これに対し、法務省から「国会における審議の結果や各種関係団体などを含めた国民からの意見も踏まえつつ今後検討していくことになるが、例えば、全国各地での説明会の開催、法務省ホームページのより一層の活用、分かりやすい解説の公表などを想定している。なお、保証、消滅時効、定型約款など一般の国民に対して影響が大きい個別のテーマについては、国民生活のうち具体的にどのような場面に影響があるかを踏まえつつ、各テーマ別に周知方法を工夫して、国民に対して届けるメッセージも異なるものとなるようにすることが、効果的な周知に当たって肝要であると考えている」旨の答弁があった<sup>30</sup>。

また、高齢者等インターネットによるアクセスが必ずしも容易でない者に対する周知方法についての質問があり、法務省から「インターネットにアクセスをすることができない方々もいることから、インターネットのみに頼った周知は適切ではないと認識している。とりわけ、高齢者などのインターネットを利用することができない方々に対しては、その方々を直接の対象にして周知活動を行うことも重要であるが、それに加えて、高齢者の周囲の人々、具体的にはその家族や各種相談窓口の担当者などに対する周知を充実させ、その方々を介して改正法案の趣旨や内容を行き渡らせることが重要である」

<sup>28</sup> 第 193 回国会参議院法務委員会会議録第 12 号 24 頁（平 29. 5. 16）

<sup>29</sup> 第 193 回国会参議院法務委員会会議録第 14 号 8 頁（平 29. 5. 25）

<sup>30</sup> 第 193 回国会参議院法務委員会会議録第 9 号 4 頁（平 29. 4. 25）

旨の答弁があった<sup>31</sup>。

#### イ 今後の改正予定

今回、民法制定から120年後に初めて債権法の抜本的な改正がなされたことに関連して、今後の民法改正に対する政府の姿勢及び改正を検討している分野についての質問があり、法務大臣から「国民生活を支える最も基本的な法的インフラであるということ、広く国民一般に適用されるものであるということ、このような性格を持つ民法の規定について、社会経済の変化に適切に対応させていくことは極めて重要であり、その中でも優先順位の高いものとして、例えば、民法の成年年齢を18歳に引き下げるとともに女性の婚姻年齢を18歳に引き上げる内容の民法改正案について、現在、法案提出に向けた準備作業を進めているところであり、適切な時期に法案を提出する考えである。また、相続法制の分野について、高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、法制審議会民法（相続関係）部会において、平成27年4月から調査、審議が進められている」旨の答弁があった<sup>32</sup>。

## 5. おわりに

前述のとおり、今回の改正は、19世紀に民法が制定されてから120年経過して初めての債権法の抜本的な改正であり、大変意義深いものといえることができる。民法は私法の一般法であり、国民生活とも深く結びついている法律であるため、今回の改正が国民生活に与える影響は大変大きいものであり、公布の日から起算して3年以内に政令で定める日と規定されている施行日までの間に丁寧な周知がなされることが期待される場所である。

また、法務大臣の答弁にもあったとおり、今後、成年年齢の引下げ及び女性の婚姻年齢の引上げや相続に関する民法の改正案の提出が見込まれるとのことであり、債権法以外の分野の民法改正の動きについても、引き続き注視することが必要であると思われる。

(すずき たつや)

---

<sup>31</sup> 第193回国会参議院法務委員会会議録第12号15頁（平29.5.16）

<sup>32</sup> 第193回国会参議院法務委員会会議録第14号36頁（平29.5.25）